



# 広報 ふつ

3月 '79 No.204



四月八日は、東京都知事選挙、四月二十二日は、福生市議会議員選挙の投票日です。投票時間は、両日とも午前七時から午後六時までです。自分自身よく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な意思表示です。これからの都政と市政を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは悔いのない一票を投じましょう。そして、一票が正しく政治に生かされるため、明るい選挙を実現させましょう。

## みんなで見守る投票しましょう

今回の選挙で投票できる方は、都知事選挙が、昭和三十四年四月九日以前に生まれ、昭和五十三年十二月十二日以前に転入届をし、以後引き続き福生市に住んでいる方です。

なお、昭和五十三年十二月十三日以降東京都の区市町村間を転出入された方で、転出入前の住所地の選挙人名簿に登録されている方は、登録されている場所で投票していただきます。この場合、転入後の区市町村に居住しているという証明書が必要です。(区市町村の市民課窓口で無料で交付します) 都内二回以上の転居者や都外に転出された方は投票できません。

市議会議員選挙は、昭和三十四年四月二十三日以前に生まれ、昭和五十四年一月十日以前に転入届をし、以後引き続き福生市に住んでいる方です。

また、福生市の選挙人名簿に登録されている方でも市外に転出されると投票できません。

### 市内で転居された方

投票日前二か月以内の間に市内で転居された方は、前住所で投票していただきます。都知事選挙は昭和五十四年二月七日以後の転居者、市議会議員選挙は昭和五十四年二月二十一日以後の転居者です。

### いろいろな投票制度

投票は、投票日に、有権者が投票所に行って、自分で候補者の氏名を書いて

投票するのが原則です。

しかし、やむを得ない特別な事情によって投票日に自分で投票できない方などのために次のような制度が設けられています。

#### ■不在者投票

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のために不在者投票制度が設けられています。

期日は、都知事選挙が三月十四日から四月七日まで、市議会議員選挙が四月十二日から二十一日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで選挙管理委員会事務局で行います。

不在者投票される場合は、印かんをお持ちください。入場整理券が届いている方はお持ちください。

なお、福生病院、大聖病院、目白第二病院に入院中の方は、その病院で不在者投票ができます。



#### ■代理投票

身体の故障などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことのできない人のためには、代理投票が認められています。

代理投票をされる方は、選挙の当日投票所の係員にお申し出ください。二

人の投票補助者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち会って代理投票が行われます。投票を補助した者は、その秘密を守らなければなりませんので、誰に投票したかその選挙人の投票秘密は保障されません。

■点字投票

目の不自由な方は、点字によって投票することができます。遠慮なく係員に申し出てください。

■郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある方は、郵便によって不在者投票をすることができます。この在宅投票ができる人は、身体障害者手帳が交付されている方、または戦傷病者手帳が交付されている方などで、その傷害の程度が一定の基準にあてはまる人に限ります。

なお、郵便で投票する場合は、あらかじめ郵便投票証明書の交付を受けておき、その証明書を添えて投票用紙を請求しなければなりません。また、郵送する期間も考慮して、投票日の四日前までに投票用紙を請求してください。

選挙公報を全世界帯に

候補者の政見、公約などをお知らせするために選挙公報を全世界帯に配布します。

こんな選挙運動は違反です

選挙運動ができるのは、原則として立候補届けがすんだときから投票日前日までです。

選挙運動は、正しい選挙を行うために公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

みなさんも次のような行為は、選挙違反となりますので十分注意しましょう。

■戸別訪問

有権者の家をたずねて、投票を依頼したり、または投票をさせないように依頼するような行為は、戸別訪問としてすべて禁止されています。

この場合、戸別とは、必ずしも有権者宅に限らず会社や工場も含まれます。

■署名運動

ある特定の候補者のために、投票依頼の署名を集めることはもちろん、〇〇さんに投票しないという趣旨の署名を集めることもできません。

戸別訪問して署名を集めるのはもちろん、署名簿を回覧する場合、街頭で行う場合など方法のいかんを問わず選挙に関する署名は、禁止されています。



投票区一覧

投票区	投票所	投票区の区域
第1投票区	福生市役所	志茂1.2・本町1.2.3 長沢1・北田園の一部
第2 "	第1小学校	長沢2・永田・加美1.2 中央・本町6・北田園の一部
第3 "	第2小学校	武蔵野・福東・武蔵野第2 鍋1・鍋2
第4 "	第3小学校	牛浜1.2・原ヶ谷戸・横田基地 北田園の一部
第5 "	すみれ保育園	本町7・本町8第一 本町8第二の一部
第6 "	多摩工業高校	南・内出 福生熊川住宅
第7 "	第2中学校	加美平住宅・本町8第二の一部 武蔵野台一丁目
第8 "	第1中学校	熊牛・福栄・玉川台・富士見台
第9 "	第3中学校	南田園地区 福生団地

こんな投票は無効

せっかく投票をしたのに、あなたの一票がムダになってしまっただけに、あなた

選挙に関する署名は、禁止されています。寄付行為は、親族に対する場合など特別なケースを除いて、いかなる名義であろうとも、いっさい禁止されています。また、わたしたち有権者も、寄付を求めたり、受け取ったりしてはいけないので十分注意しましょう。

この寄付の禁止は、選挙に関するものと否とを問わず、日常のあらゆる場合についてあてはまります。

ここでいう寄付とは、お金や品物を贈ることはもとより、財産上の利益を提供したり、約束する場合も含まれません。

開票は翌日開票

都知事選挙と市議会議員選挙の開票は、翌日開票です。午前八時から商工会館で行う予定です。



この木を生かす代表を

選挙に関するお問い合わせは、福生市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。  
☎51-1511 内線371~3

んです。次のような投票は無効です。ご注意ください。

■投票用紙に二人以上の候補者の氏名を書いたもの。  
■候補者の氏名を自書しないもの。たとえばゴム印を使用したもの。  
■投票用紙以外の用紙、たとえば、入場券や普通の紙、名刺などに候補者の氏名を書いて投票したもの。

# こどもを交通事故から守ろう



これから増える

## 子どもの事故

もうすぐ四月、桜の花だよりとともに入学式・入園式のシーズンとなります。

今年小学校や保育園などに入園・学する子どもさんをお持ちの御母さん方には、お子さんといっしょに期待に、胸をふくらませておられることと思いますが、四月に入ると気候が暖かく、日も長くなり、子どもが外で遊ぶことが増えるため、子どもの交通事故が増えます。

そこで、新学期を向える前に、みなさんも次のようなことに十分注意しましょう。

■交通事故は、通学や通園の路上で多く起きています。新入園学児をお持ちのお母さんは、通園学路に危険な所がないか前もって、いっしょに歩いてみましょう。

■道路を渡る時は、必ず横断歩道や歩道橋を渡り、いつも道路を渡る時は、必ずそういうものを利用するものだということを自然と子どもに身につけさせるようにしましょう。

■信号機のある所では、信号の正しい見方を教えましょう。そのとき、歩行者信号（人形の絵がでる信号）に従って横断することを忘れずに教えましょう。

■忘れ物がないように、登校前に必ず点検するようにしましょう。忘れ物をして、あわてて引き返した途中に車にはねられることもよくあります。できるかぎり、前の日に登校の準備をすませましょう。

また、気持ちの動揺が交通事故につながります。子どもを送り出すときは、笑顔で送り出すように心がけましょう。

### ドライバーの方に

■小学校や幼稚園のまわりは、ほとんどスクールゾーンになっています。

こどもの安全な通学のために大切な規制ですので必ず守ってください。

■子どもは、止まっている車や物かけから突然とびだしたり、自転車で急に曲がったりすることがあるので、こういう子どもの特性をよく理解して運転してください。

## 110番は

### 落ちついて順序よく

「警察では「110番」が入ると、より早くパトカーや警察官を現場に急行させるために、通報を受けながら、他の係員が必要な手配をしています。

「110番」に通報するときは、あわてず、落ち着いてお話しください。あわてると通報を受けた警察官も、どこにどのくらいのパトカーや警察官を行かせればよいか的確な手配ができません。「110番」への通報は、わかりやすくはつきりとお願ひします。

■何があったか……いつあったか……どこであったか……どんな状況か……犯人の特徴……あなたの住所、氏名など順序よく話しましょう。

## ご寄付ありがとうございます

### ございました

■小型貨物自動車一台

東京海上火災保険(株)

■寝具一式

加美平一七二五 山下朋治氏

■土地(福生字武蔵野二、二四九一九)

福生二、二四九二二 浜中都夫氏

■レコードプレーヤー一台

熊川一、一四三二一 岡村誠也氏

■図書

福生一、〇四五 山崎良之助氏

# 少年の自殺を考える



青少協だより

「子どもが自殺した」というニュースを聞くとき、どれもが暗く悲しい気持ちになります。

二十歳未満の少年の自殺は、厚生省人口動態統計少年の自殺の推移によると、近年では昭和四十八年の九百九人（十～十四歳）九十五人、十五～十九歳（八百十四人）をピークに昭和五十二年までは下降傾向にありましたが、五十二年からは再び上向き、五十二年には八百十三人（五～九歳）四百八、十～十四歳）八百九人、十五～十九歳）七百二十人）で五十二年は警察庁の調べによると上半期だけで四百五十三人を数えさらに下半期以降も急速に増えています。特に昨年以來特徴的な傾向としては自殺者の低年齢化と自殺の動機が多様化です。女子の自殺の

増加や受験就職、進学、進級などをめぐる自信そう失やトラブルが自殺の動機の大まかな割合を占めている点は変わりありません。自殺する時期が受験や進学期に限られず、比較的単純な動機で、自殺に走る生徒や児童が増えています。また、最近では、低年齢者（五～十四歳）の自殺者が増えつづけています。

子どもの自殺について世間では、自殺の原因がよくわからない場合が多いといわれていますが、後からよく考えてみると「話したいことがある」とか「なんとなく無口になった」などの時は見落している様子が思いあたることがあります。自殺を未然に阻止めるためには、子どもの様子を日頃からよく観察していれば、自殺の徴候が見られるはずですが、その時に適切な処置をとってやることで子どもを自殺から思いとどまらせることができます。

このため次のような「少年の自殺防止十則」を日頃から心がけ、痛ましい子どもの自殺者を出さないようにしましょう。

### 少年の自殺防止十則

- 一、自殺のサインを見落すな。
- 二、子どもを孤独にするな。
- 三、死の教育をするな。
- 四、子どもの頭で考えよう。
- 五、家庭ではよく話し合おう。
- 六、親は聞き役にまわれ。
- 七、夫婦は仲よくしよう。
- 八、子どもはもほう（まね）で育つ。
- 九、しつけはふだんから。
- 十、親自身の性格を見直そう。

私たちの一年間の生活の中で、ふし目となる時に様々な行事が、無意識のうちには毎年繰り返して行われてきました。しかし、現在都市化が進み、生活の合理化が行われている日常生活の中で、季節感も薄れ、年中行事も忘れられようとしています。

年中行事は歳事（としごと）ともいわれ、季節のふし目に行われました。とくに春・夏・秋・冬の折目には顕著で、生業の中心であった農業にかかわって行われてきています。この行事は、次に始まる労働へのはずみをつけ、日常生活のリズムをつけるものでした。

今回から、ご紹介いたします年中行事は、市教育委員会が発行した市文化財総合調査報告書「福生市の民俗一年行事」の中からご紹介して行きます。

## 福生歳時記

### 第1回 花祭り 4月8日

四月八日は釈迦の誕生日といわれ、特に寺院では、花御堂（はなみどう）の中に安置された釈迦の誕生仏に甘茶を注ぐ行事が行われます。この行事は灌仏会（かんぶつえ）仏生会（ぶっしょうえ）とも呼ばれています。

市内の寺院でも行われており、お釈迦様の誕生を祝い、草餅をつくる家もあり、子供はお寺へ甘茶をもらいにいく。清岩院では、のほりをあげ、神童弁財天のご開帳がある。大般若経（たいはんにゃきょう）をあげ、五穀豊稔を祈る。弁財天に甘茶をかけ、これを眼につけると眼病が治るといいます。福生

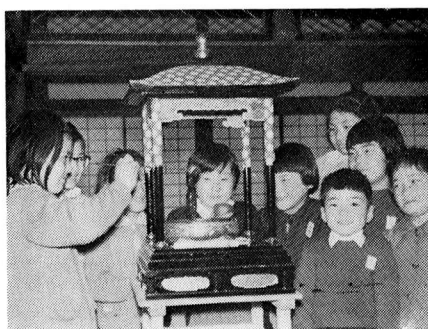
院では、ご詠歌をやっている人々で共食する。

福生市ではみられません。地方によつては、この日に山に入って、シャクナゲやツツジなどをとってきて、軒先や竹竿につり下げたりする風習がみられます。四月上弦は、農作業開始の時であり、田の神を迎える時です。山からとってくる花は、田の神の依（よ）り代（しろ）にするもので、この日は、田の神の降臨の日だといわれています。この古い花摘みの風習が灌仏会の花御堂と結びつき、現在の花祭りが生まれたといわれています。

その外に、市内の四月の行事には、福生神明社、熊川神社の春祭りやだんご日待、塩釜講、すすとまりまい玉があります。

市民のみなさんのご家庭に、市内の様々な民俗行事などを写した、写真や絵、道具などがございましたら資料の提供をお願いいたします。連絡先は教育委員会社会教育係へ☎5215511

### ▼ 現在も市内で行われているおしゃかさま





年金だより

## 第4期分のかけ金は

### 3月24日までに

三月は国民年金かけ金の第4期分（一月～三月分）の納期です。第4期分は昭和五十三年度の最終納期です。前期までの分で未納分がありましたら、いっしょに納めてください。

## 新しい納入通知書

### 4月6日までに送付

昭和五十四年度の国民年金かけ金の納入通知書は、四月六日ごろまでにお送りします。

四月中に一年分を一度に納められますと表のように割り引きがあり納め忘れ

れもなくお得です。最終納期に一括納入される方がおりますが短期給付（障害、母子年金など）の要件を満たすためにも年度当初の前納をおすすめします。

納入については、わざわざ市役所までおいでにならなくてもお近くの金融機関で納められます。

なお、忙しくてつい納めるのを忘れがちな方、納めに行くのがおっくうとおっしゃる方には、便利な口座振替をおすすめします。手続きをしておけば納期月には預金通帳から自動的に納入が出来ます。手続きは簡単です。預金通帳、印かん、納入通知書を持って預金のしである金融機関に申し出てください。

種類	かけ金 (一年分)	前納割引額	差引納入額
定額	39,600 <sup>円</sup>	960 <sup>円</sup>	38,640 <sup>円</sup>
付加	44,400	1,080	43,320

## 国保だより

### 保険料は

#### 月末までに納入を

国民健康保険に加入されているみなさんが納められている保険料は、国や都の補助金とあわせて、毎月医療機関へ支払いしなければなりません。

みなさんからの毎月の保険料の納入が遅れますと医療機関への支払いがで

きなくなりま

きめられた保険料は、毎月末までに納めてください。

また、忙しくて納入することができなかつたり、つい忘れてしまうことのないよう、保険料の納入には、口座振替をご利用ください。

申し込みは、預金通帳と通帳に使用している印かん、納入通知書をもって取扱金融機関へ。

くわしくは、保険年金課係係へお問い合わせください。☎51-1511 内線312と3

## 納入通知書

### 4月17日までに送ります

昭和五十四年度四月から九月までの保険料納入通知書（仮算定分）は、四月十七日までに郵送いたします。

十七日を過ぎても届かない人は、保険年金課係係（☎51-1511内線312と3）までご連絡ください。

## 保険料の決め方

保険料は、お互いに助け合うというたてまえから普通、世帯の所得、固定資産、加入者を基準にして決めます。基準は、各市町村によって、多少異なりますが、福生市では、次の四つを基準に決めています。

所得割Ⅱ前年中の所得に応じて計算。資産割Ⅱ世帯の固定資産税をもとに計算。均等割Ⅱ加入する人数によって計算。平等割Ⅱ一世帯につき、定額を決めて計算。

以上の四つの基準から、それぞれの金額を計算し、合計したものが年間保険料です。

なお、所得や固定資産税が基準以下の場合、均等割と平等割の合計が保険料です。

## 仮算定と本算定

一年間の保険料は、年度初めの四月に決定できれば一番よいのですが、計算の基礎となる前年の所得が、三月に申告され、七月に決定するため計算ができません。

このため、四月から九月までの保険料は、前年度保険料の二分の一に相当する額を、納めていただきます。これが仮算定です。

その後、前年の所得が確定した後で医療費に見合った保険料率を決定し、年間保険料を十月に本算定します。十月以降の保険料は、年間保険料から仮算定分を差し引いた額になります。

また、年度の途中で、国民健康保険から社会保険などに移った場合や、社会保険などをやめて、国民健康保険に加入したときは、異動した年月日を基準にし、月割で保険料を決めます。

### 赤ちゃんコンテスト

## 6人が優良児

二月二十二日、福生市健康センターの開設を記念した、第二十四回赤ちゃん保育コンテストが行われました。

参加者八十三人の中から優良児六人、生まれた時の体重が二千五百グラム未満の子と双生児の子の保育に努力されたお母さん四人、準優良児十三人がそれぞれ選ばれました。(敬称略)

優良児 日原 裕 佐藤達也 河本琢磨 清水大嘉 横山 望 上原法子  
努力賞 岩元武子 新井美代子 齋藤幸子 前田洋子  
入賞 森田弘子 小暮一彦 佐藤恵美

### 4月2日(21日)

## 固定資産

### 課税台帳の縦覧

先月の広報ふっさでお知らせしました固定資産課税台帳の縦覧は、次の日に行います。

この固定資産課税台帳は、一月一日現在の土地、家屋、償却資産の所有者、現況で調製されております。

日時 昭和五十四年四月二日(月)午前八時三十分～午後五時(ただし土曜日の午後と日曜日は縦覧できません)。

千葉香織 平田直人 安済 誠 小川恵一 中嶋聡子 北島健司 古田亮 細沼隆志 水谷美雪 大口倫幸

### 昭和54年度

## 消費生活モニター

昭和五十四年度消費生活モニターを次のとおり募集いたします。ふるってご応募ください。

募集対象 市内にお住まいの二十歳以上のご婦人で、生鮮食品などの販売に直接関係のない方 仕事内容 消費者行政についての意見要望などの報告、アンケート、小売物価調査の回答、講演会などへの参加 募集人員 二十人 謝礼 年額一万二千元程度 申込方法

場所 市役所(二階) 税務課資産税係  
ご注意 所有者以外の方がご覧になる場合は、所有者の委任状が必要となりますのでご注意ください。

### 納税通知書は五月に

## 固定資産税

今年、固定資産課税台帳の縦覧期日が約一か月遅くなったため、固定資産税の納税通知書は五月初旬にお送りします。

また、第一期納期限も五月となりますのでお間違えのないようにしてください。

申込書(経済課にあります)にて、福生市本町五番地福生市役所経済課商工係(☎51-1511内線272)まで送付、または直接お持ちください。申込受付期間 三月二十日から三十日まで ※ 応募者が多数の場合は、地域、年齢などを考慮して決定します。なお、任期は昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までです。

## 福生消防少年団

福生消防少年団では、昭和五十四年度新入団員を募集します。消防少年団は、少年少女に防火に関する科学的知識の修得や団体生活の規律を通して社会的徳性を養い、防火防災思想の普及、社会に奉仕することを目的とします。

応募資格 福生消防署管内(福生市・羽村町・瑞穂町)に在住の小中学生で、今年四月に四、五年生になる方 募集人員 男女各十五人 申込先 四月五日までに所定の用紙で福生消防少年団指導委員会事務局(福生消防署内)へ ☎51-0119  
なお、申込用紙は福生消防署に用意してあります。

子どもの心に美しい夢を贈る春休み親子劇場

## 角笛シルエット劇場

びっくりするほどの広いスクリーン、あざやかな色、そして可愛らしい人形たちの歌やおどりでくりひろげられる影絵を親子で楽しませんか。今回、母と子の愛をテーマにした「よぶこどり」、こどもたちと一緒にうたう「つのぶえのうた」、だれでも知っている昔話「もも太郎」の三部構成です。

日時 三月二十九日(木)午後一時開場 開演一時三十分

場所 市民会館大ホール

入場料 幼児から小学生まで四百円、大人五百円 当日は五十円増です。お早目に次の各プレイガイドでお買い求めください。

プレイガイド 市民会館窓口 西友ストアー(一階カウンター) マルフジフードセンター 熊川店・加美平店・銀座店・福生団地店 かつばみ楽器店(福生駅西口) 青木商店(二小前) 深沢商店(富士見台住宅前) やまみ屋(銀座通り) いざみ堂(熊川団地入口文具店) わかたけ会館 わかざり会館 市民体育館受付窓口

お問い合わせ 市民会館へ。☎52-1711





### 28日五日市線は運休

### 拜島―五日市間バス運行

三月二十八日(水)午前九時二十分  
から午後五時三十分ごろまで、五日市  
線拜島―武蔵五日市間は、多摩川の橋  
りよう架け替え工事のため電車の運  
転を休止します。

運転休止になる電車は36本で、その  
代わりにバスを運行します。代行バス  
は、拜島駅と武蔵五日市駅の電車の時  
刻に合わせて五日市街道を運行しま

す。停留所は、駅前または駅入口に仮  
設します。

代行バスに乗車できる方は、国鉄線  
の乗車券をお持ちの方に限ります。ま  
た駅間の途中下車はできません。

代行バスの時刻表など、くわしいこ  
とは拜島駅へ。☎0425-41-10  
62

### 春季女性

### ソフトボール教室

日時 三月二十四日(土)午後一時か  
ら三時 以後毎週土・日曜日 全八回  
対象 市内在住・在勤・在学の女性  
申込先 二十二日から市民体育館内社  
会体育係へ。☎52-5511 主催 福生市ソフトボール連盟

なお、ソフトボール連盟では、女性  
ソフトボール指導者を募集していま  
す。女性ソフトボール指導に熱意を持  
っている方は、市民体育館社会体育係  
までご連絡ください。

### 表紙は語る



小学校の最後の思い出として各小学  
校では、三学期に入ると卒業記念作品  
を作り始める。

第七小学校でも、板金打出しを一月  
から作り始めて、二月いっぱい完成  
させた。テーマは小さな友だちとい  
うことでみんな魚やトンボ、クマガ  
などがあざやかに打ち出された。

卒業生たちは、自分たちの作品をな  
がめ、六年間をふり返っていた。

### 登録してください

### 学校体育施設使用団体

市内の小・中学校の体育施設を体力  
・健康づくりの場として使用するに  
は、教育委員会へ団体登録(市内に在  
住・在勤又は在学する十人以上の者で  
使用責任者として成年者が含まれてい  
ること)が必要です。

登録期間 三月二十六日(月)から四  
月四日(水)まで 登録先 市民体育  
館内社会体育係へ。☎52-5511  
なお、使用団体説明会は四月四日  
(水)午後七時三十分から市民体育館  
第一会議室で行います。

### ふっさ手づくりの会

伝統日本の味を私たちの食卓に……  
自然物の性質をとらえながら深めてい  
きます。

Aコース(手づくりの会) 日時 四月  
月六日(金)午前十時～正午 以後  
隔週金曜日 定員 八人  
Bコース(新グループ) 日時 七月  
開始予定 午前十時～正午 定員 三十人

場所 A・Bコースとも公民館調理室  
申込方法 三月二十三日午前十時から  
十時三十分までに直接公民館へ。  
申込者多数の場合は抽選になります。  
A・Bコースとも幼児保育を実

施します。申し込みは本人か代理の  
方一人に限ります。電話での申し込  
みはできません。

主催 ふうさ手づくりの会(責任者  
村野栄子 ☎51-4146)

お問い合わせ 公民館へ。☎52-117  
011

### 子どもぬいぐるみ教室

春休みを利用して、かわいらしいぬ  
いぐるみを作ってみませんか。小・中  
学生のみなさんを募集します。

日時 三月二十四日(土)～三十一日  
(土) 午後一時三十分～三時三十  
分 二十七・二十九・三十日を除く全  
五回 場所 公民館 定員 小学四年  
生以上で先着三十人 費用 約千円  
申込先 三月二十一日から公民館へ。  
☎52-11711

### 早春ハイキング

日時 四月一日(日) 午前八時二十  
分 市民体育館集合 場所 森林公園  
(埼玉県比企郡滑川村) 費用 大人  
八百八十円、中学生以下六百九十円  
(入園料・バス代・保険代など) 定  
員 先着九十人(雨天の場合は中止)  
申込先 三月二十六日から参加費を添  
えて市民体育館内社会体育係へ。☎52  
15511